

別表

指導監査対象法人等及び根拠法令

監査の根拠法	施設等の種別
社会福祉法第56条	社会福祉法人
社会福祉法第70条	障がい者支援施設
	軽費老人ホーム（A型）
	軽費老人ホーム（ケアハウス）
生活保護法第44条	救護施設
	更生施設
老人福祉法第18条	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
児童福祉法第46条	障がい児入所施設

※社会福祉法第70条に基づき、社会福祉事業を営む者に対して、経営の状況等を調査することができる。